

耐火仕切りの貫通部に対する日本籍船舶の特別要件に関する事項

改正規則

鋼船規則 R 編

改正事項

耐火仕切りの貫通部に対する日本籍船舶の特別要件に関する事項

改正理由

鋼船規則 R 編 9.3.1 及び 9.3.3 においては、「A」級仕切りの貫通部に対する適切な防熱方法及び「A」級又は「B」級仕切りを貫通する管の耐熱性をそれぞれ規定している。ただし、“Restricted Greater Coasting Service”（限定近海）が付記されている日本籍船舶にあつては、船舶検査心得により A 類機関区域以外の機関区域の境界となる隔壁及び甲板の貫通部について当該規定の適用が参酌されている。これに関し、船舶検査心得の改正が行われ、上記の参酌規定が削除された。

また、「B」級仕切りの貫通部に対する適切な防熱方法を規定している鋼船規則 R 編 9.3.2 の適用に関し、総トン数 500 トン未満の船舶及び航路制限のある船舶について船舶防火構造規則と差異があった。

今般、船舶防火構造規則及び船舶検査心得との整合を図るべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) “Restricted Greater Coasting Service”（限定近海）が付記されている日本籍船舶について、耐火仕切りの貫通部の要件に対する参酌規定の一部を削除する。
- (2) 総トン数 500 トン未満の船舶及び航路制限のある船舶について、「B」級仕切り貫通部の要件に対する参酌規定を改めた。